新ＢＯＰ学童クラブ実施時間延長事業利用にあたって

【利用にあたってのお願い】

1. **延長利用は、保護者又はそれに代わる方の新ＢＯＰ学童クラブへのお迎えが必須です。**
   １９時までに必ずお迎えに来てください。**お子さまを一人で帰宅させることはできません。**

2. 延長利用開始後に申込みの内容に変更があった場合（勤務先、勤務時間等）には、変更届等の必要書類を提出してください。変更後に提出がない場合や利用要件を満たさなくなった場合は、決定を取り消すことがあります。

3. 延長利用の必要がなくなった場合や学童クラブを退会する場合は、延長利用辞退届を辞退日の前日までに**在籍している新 BOP 学童クラブへ提出**してください。また、延長辞退のお手続きはオンラインでも可能です。
   ※延長利用は学童クラブに入会している児童が対象です。学童クラブを退会した後、延長時間のみの利用を続けることはできません。

4. 生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、就学援助費受給世帯または就学援助費の認定基準に該当する世帯（給食費のみ免除の場合を除く）に該当する方は、「新ＢＯＰ学童クラブ延長利用料減免申請書」の提出により延長利用料が全額免除になります。
   ※「新ＢＯＰ学童クラブ利用料減免申請書」および「新ＢＯＰ学童クラブ延長利用料減免申請書」については、別途５月上旬以降ご案内を開始いたします。

5. 実施時間延長事業には「月ぎめ利用」「日ぎめ利用」の２種類の利用方法がございます。延長利用申請時にお申込みいただいた利用形態でご利用ください。（詳細は裏面をご確認ください。）

日ぎめ利用には、①事前予約と②システム入力が必要です。

裏面の利用手順等を必ずご確認ください。

【利用料・利用手順】

月ぎめ利用

●利用料：月額１,０００円（学童クラブ利用料と合算して口座引き落としいたします。）
※利用した日数に関わらず、延長利用が承認されている期間は延長利用料がかかります。
※料金に未納がある場合は、利用についてご相談させていただくことがあります。
※月の前半（１日～１５日）で新 BOP 学童クラブを退会又は月ぎめ延長利用を辞退された場合は、その月の月ぎめ利用料が５００円になります。

●利用手順
利用日１週間前～利用日前日１８時までに、登退所管理システムにお迎え予定をご登録ください。
※入力内容に変更がある場合は、利用日当日１３時までにシステム上で修正してください。
利用日当日１３時以降に変更が生じた場合は、**電話**にて新ＢＯＰ学童クラブへご連絡ください。

日ぎめ利用

●利用料：日額２００円（月額上限 1,000 円）
４～６月、７～９月、１０～１２月の利用分は利用実績に基づき、次回分の学童クラブ通常利用料と合算して口座引き落としいたします。１～３月延長利用分は、翌年４月以降にお支払いいただきます。
※利用料の未納がある場合は、利用についてご相談させていただくことがあります。

●利用手順
①事前予約
予約受付期間（利用日１週間前～利用日前日１８時）に、**新 BOP にお電話で、空き状況をご確認ください。**
②（定員に空きがあり、事前予約ができた場合）利用日当日１３時までに、登退所管理システムにお迎え予定をご登録ください。
※新 BOP の時間延長はご利用がある場合に実施しております。利用日当日１３時以降に変更等が生じた場合は、電話にて新ＢＯＰ学童クラブへご連絡ください。

☆システムへの登録方法については、別途システム登録のマニュアルをご確認ください。
マニュアルはこちら ⇨

【問い合わせ】 世田谷区子ども・若者部児童課
電話０３-５４３２-２３０８